

○ 標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）（第十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案						現 行																	
職 務 の 種 類					一 二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	部 局 又 は 機 関 等					一 事務次官、防衛審議官及び防衛省本省の内部部局	職 制 上 の 段 階					(略)	標 準 的 な 官 職					(略)

三 統合幕僚監部、陸上幕僚	(略)	一の二 防衛人事審議会	
十七 総括官の属する職制上の段階	(略)	八の二 防衛人事審議会に置かれる防衛大臣の定める官職の属する職制上の段階	七 防衛省本部の内部部局の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階
総括官	(略)	監察官	係員 (略)

三 統合幕僚監部、陸上幕僚	(略)	(新設)	
(新設)	(略)	(新設)	七 内部部局の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階
(新設)	(略)	(新設)	係員 (略)

二十六 除削	(略)	監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部			
百六から百十三まで 除削	(略)	(略)	十七の二 参事官の属する職制上の段階	十七の三 この項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等（以下「幕僚監部」という。）の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	
	(略)	(略)	参事官	室長	

二十六 技術研究本部に置かれる内部部局	(略)	監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部			
百六 技術研究本部長の属する職制上の段階	(略)	(略)	(新設)	十七 この項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等（以下「幕僚監部」という。）の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	
百七 技術研究副本部長	(略)	(略)	(新設)	室長	

百十 技術研究本部内部 の課の 所掌事務を 分掌する室 の長の属す る職制上の 段階	百九 技術研究本部内部 の課長の 属する職 制上の段階	百八 技術研究本部に置 かれる内部 部局（以下 「技術研究 本部内部部 局」という ）の部長 の属する職 制上の段階	百七 技術研究本部に置 かれる内部 部局（以下 「技術研究 本部内部部 局」という ）の部長 の属する職 制上の段階
室長	課長	部長	

百十三 前号 に規定する 官職の指揮 監督を受け る官職の属 する職制上	百十二 技術 研究本部内 部部局の課 の所掌事務 を分掌する 係の長の属 する職制上 の段階	百十一 第百 九号又は前 号に規定す る官職を補 佐し、次号 又は第百十 三号に規定 する官職の つかさどる 事務を整理 する官職の 属する職制 上の段階	課長補佐
係員	係長		

百十七 前号 に規定する官職を補佐し、次号又は第百十九号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階 課長補佐	百十八 研究 所の課又は先進技術推進センターの室の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階 係長	百十九 前号 に規定する官職の指揮監督を受け、官職の属する職制上の段階 係員
--	---	---

			二十八 除削
			百二十から百 二十二まで 削除
			二十八技 術研究本部に 附置される試 験場
属する職制 ける官職の 揮監督を受 る官職の指 号に規定す 百二十二前	百二十一試 験場の所掌 事務を分掌 する班の長 の属する職 制上の段階	段階 る官職の属す る職制上の を整理する 験場の事務 を助け、試 う。の長 験場」とい (以下「試 又は機関等 掲げる部局 二十八号に 項第二欄第 百二十この	の段階
係員	班長	副場長	

二十九 除削	
百二十三から 百二十九まで 削除	

二十九 装 備施設本部					上の段階
百二十七 第 百二十五号	百二十六 装 備施設本部 の課の所掌 事務を分掌 する室の長 の属する職 制上の段階	百二十五 装 備施設本部 の課長の属 する職制上 の段階	百二十四 装 備施設本部 の副部長の 属する職制 上の段階	百二十三 装 備施設本部 の長の属する 職制上の段 階	本部長
課長補佐	室長	課長	副本部長		

百六十五 第 百六十三号 又は前号に 規定する官 職を補佐し 、次号又は 第百六十七 号に規定す る官職のつ かさどる事 務を整理す る官職の属 上の段階	百六十四 防 衛装備庁の 内部部局の 課の所掌事 務を分掌す る室の長の 属する職制 上の段階	百六十三 防 衛装備庁の 内部部局の 課長の属す る職制上の 段階	階
課長補佐	室長	課長	

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

[illegible]

衛装備庁に 置かれる研 究所（以下 「研究所」 という。） の部長の属 する職制上 の段階	百七十 研究 所の課長又 は先進技術 推進センタ ーの所掌事 務を分掌す る室の長の 属する職制 上の段階	百七十一 前 号に規定す る官職を補 佐し、次号 又は第百七 十三号に規 定する官職 のつかさど る事務を整 理する官職 の属する職
	課長	課長補佐

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二 (略)			
一 防衛省 本省の内 部 部局			
一 防衛省本 省の内部 部の課長 の指揮監 督を受け 、防衛省 本省の内 部部の課 の所掌事 務のうち 、こ	百七十六 前 号に規定 する官職 の指揮監 督を受ける 官職の属 する職制 上の段階	百七十五 試 験場の所 掌事務を 分掌する 班の長の 属する職 制上の段 階	試験場の 事務を整 理する官 職の属す る職制上 の段階
(略)	係員	班長	

二 (略)			
一 局 内部部			
一 内部部 局の課長 の指揮監 督を受け 、内部部 局の課の 所掌事務 のうち、 この項に 掲げる事 務（	(新設)	(新設)	
(略)	(新設)	(新設)	

		十 防衛装 備庁の内 部部局	(略)
長 の 属 す る	三十二 防衛 装備庁装 備開発官 の所掌 事務を分 掌する室 の	三十一 防衛 装備庁装 備開発官 の属す る職制上 の段階	(略)
	室長	革新技術 戦略官	(略)

		十 技術研 究本部内 部部局	(略)
の 長 の 属 す	三十二 技術 研究本部技 術開発官 の所掌 事務を分 掌する室 の	三十 技術研 究本部研 究評価官 の属す る職制上 の段階	(略)
	室長	研究開発 評価官	(略)

十 (略)	(略)			
又は防衛省 防衛省本省	(略)			
一 (略)	(略)	三十四 前号 に規定する 官職の指揮 監督を受け る官職の属 する職制上 の段階	三十三 前号 に規定する 官職の指揮 監督を受け 、次号に規 定する官職 の事務を整 理し、及び これに係る 研究指導を つかさどる 官職の属す る職制上の 段階	職制上の段 階
(略)	(略)	研究員	主任研究 官	

十 (略)	(略)			
防衛省に置 かれる部局	(略)			
一 (略)	(略)	三十四 前号 に規定する 官職の指揮 監督を受け る官職の属 する職制上 の段階	三十三 前号 に規定する 官職の指揮 監督を受け 、次号に規 定する官職 の事務を整 理し、及び これに係る 研究指導を つかさどる 官職の属す る職制上の 段階	職制上の 段階
(略)	(略)	研究員	主任研究 官	

十二 (略)	
防衛省本省 又は防衛装 備庁の内部 部局	備庁に置か れる部局又 は機関等
(略)	二 (略)
(略)	(略)

十二 (略)	
内部部局	又は機関等
(略)	二 (略)
(略)	(略)